



【設置目的】 こどもの権利の擁護・侵害の防止・侵害に対する救済のため、**市長の附属機関**として設置

設置予定日

令和9年7月設置予定
※相談業務は
令和9年10月以降開始

設置場所

当初：富田林市役所こども政策課横
移転後：
（仮称）こども・子育てプラザ（東施設）内

相談受付時間

こどもが相談しやすい
時間帯を考慮して決定

職務

①相談対応・必要な支援

こどもからの相談を受け、こどもの話を丁寧に聴き、信頼関係を気づき、こどもといっしょに解決策を考える

②調査・調整

（調整）こどもの気持ちや思い、こうなりたいという考えを、こども自身で伝える支援をしたり、こどもの気持ちを代弁したりするなど、こどもの意見表明を支援する

（調査）申立てや自己発意に基づき、こどもの権利侵害について調査する

③勧告・要請・意見表明等

調査や調整の結果に基づき、関係者に勧告・要請・意見表明等を実施する

④市への制度改善等の意見表明

⑤周知・啓発

こどもの権利や権利擁護委員会について周知・啓発を行う

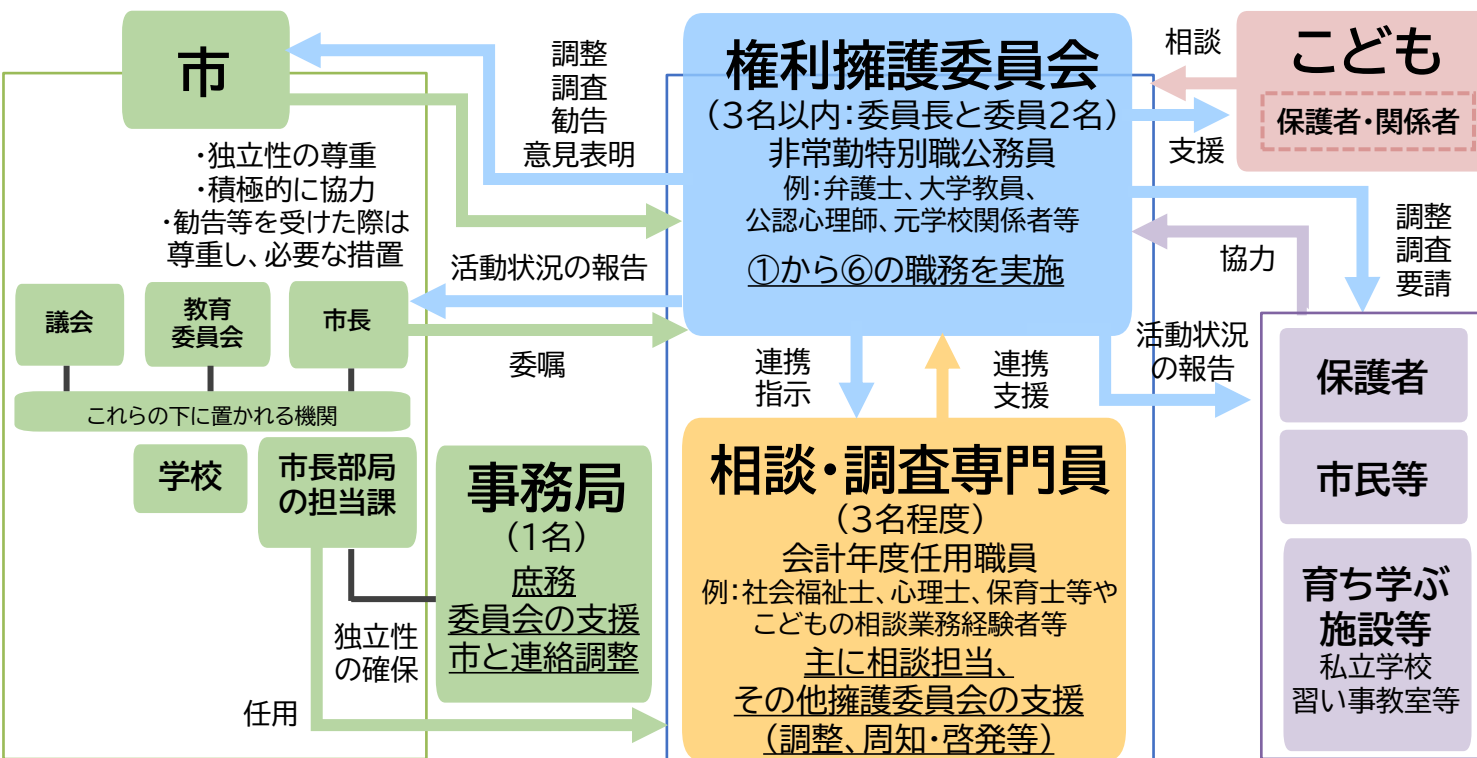
【具体的な取組】

- ・学校や関係団体によるパンフレット（相談用紙付き）とチラシの配布
- ・擁護委員や相談・調査専門員による学校訪問
- ・こどもの権利ニュースの配布

⑥活動報告

年に1回、市長と市民等に活動内容を報告する

組織体制



富田林市こどもの権利擁護委員会（富田林市こどもの権利に関する条例第15条・第16条）

相談・救済の流れ

